

訪問看護医療情報連携加算に関する掲示

当ステーションでは、在宅で療養されている利用者様の診療情報等について、連携機関とICTを用いて共有し、当該情報を常に確認できる体制を有しています。

利用者様の同意に基づき、連携する保険医療機関、居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者、相談支援事業者等と、医療・ケアに関わる情報を共有し、訪問看護の実施に関する計画的な管理に活用しています。

これにより、訪問看護医療情報連携加算として定められた額を所定額に加算します。

当ステーションは、ICTを活用した多職種連携を通じて、在宅療養をされる利用者様に対し、より継続的で質の高い訪問看護の提供に努めてまいります。

令和8年4月1日

訪問看護ステーションころね